

東日本大震災復興構想会議検討部会（第8回）議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時 平成23年6月14日（火）13:00～15:00

2. 場 所 官邸4階大会議室

3. 出席者

部 会 長：飯 尾 潤 政策研究大学院大学教授

部会長代理：森 民夫 全国市長会会長、長岡市長

専 門 委 員：五十嵐 敬喜 法政大学法学部教授

池 田 昌 弘 東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長
特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長

今 村 文 彦 東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授

植 田 和 弘 京 都 大 学 大 学 院 経 済 学 研 究 科 教 授

大 武 健 一 郎 大 塚 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 副 会 長

玄 田 有 史 東 京 大 学 社 会 科 学 研 究 所 教 授

河 野 龍 太 郎 BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト

西 郷 真 理 子 都 市 計 画 家

佐 々 木 経 世 イ ー ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長

荘 林 幹 太 郎 学 習 院 女 子 大 学 教 授

白 波 瀬 佐 和 子 東 京 大 学 大 学 院 人 文 社 会 系 研 究 科 教 授

神 成 淳 司 慶 應 義 塾 大 学 環 境 情 報 学 部 准 教 授

竹 村 真 一 京 都 造 形 芸 術 大 学 教 授

團 野 久 茂 日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 副 事 務 局 長

馬 場 治 東 京 海 洋 大 学 海 洋 科 学 部 教 授

広 田 純 一 岩 手 大 学 農 学 部 共 生 環 境 課 程 学 系 教 授

藻 谷 浩 介 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 地 域 振 興 グ ル ー プ 参 事 役

復興構想会議委員：大 西 隆 東 京 大 学 大 学 院 工 学 系 研 究 科 都 市 工 学 専 攻 教 授

(議事次第)

1. 開会

2. 議事

(1) 「復興構想会議」からの指示事項等の検討について

(2) 「復興への提言」骨子(たたき台)(第9回 東日本大震災復興構想会議配布資料)について

(3) 自由討議

3. 閉会

(配布資料)

・ 専門委員提出資料

・ ワークショップにおける検討の状況について

・ 「復興への提言」骨子(たたき台)(第9回 東日本大震災復興構想会議配布資料)

(概 要)

(開 会)

- 本日は、前回少し積み残しました検討部会で検討していること、これまでワークショップでさまざまに議論したことを一度確認するというのを最初にやりたいと存じます。それから、先週の土曜日、復興構想会議に「復興への提言」骨子というのが出ましたものですから、それについて御報告するとともに、今後の提言とりまとめについて皆様から御意見を伺うという会にしたいと思えます。

(議事(1)「復興構想会議」からの指示事項等の検討について)

- エネルギーについて、電源別の発電コストの試算があるんですが、原子力の発電コストがこの評価でいいのかというのは大変大きな検討課題になっていますので、発電コストの検証の必要性をどこかに書いておいた方がいいと思えます。
- 17 ページですが、工程表で、矢印の問題ではございますが、基本的な哲学にも関わる部分だと思えますので、もう一回申し上げたいと思えます。
農地の大区画化は、あくまで地権者の方たち、集落の方たちの話し合いの結果として生まれるものであることを考えると、農地の大区画化からいろんなところに矢印が派生するというのは本末が転倒しているのではないかと思えます。例えば、集落の将来計画の検討とか、土地利用の調整があって大区画化という方向に矢印が行くということです。
- 前回、解説が落ちたところをお話します。

1 つは、エネルギー・環境です。34 ページが少し強化されておりました、短期・中期・長期に分けて記載しています。これは少し長いレンジになっていますものですから、絵の描き方を変えたということです。

35 ページと 36 ページですけれども、地域ではどうというのは書きにくくて、まずは分散型のエネルギーシステムをつくり出す、こういう地域でこういうことも参考に考えようというので、要素を書いたわけです。ただ、書き切れない部分もありまして、見やすさと書きやすさの間に迷いがあって、こういう形になっているということですが、自立型・分散型のエネルギーシステムをつくろうというのを絵の中で表現しました。

37 ページ、38 ページは、自然の生態系の恵みを生かすというのを絵に描きました。これが一緒にできればよかったんですけれども、一緒にしようとすると混乱してしまうものですから、別になっております。

39 ページですが、この議論をしている中で一番重要なことは減災という考え方を強く出すということです。防災といっても、守り切れないことがあるものですから、経済的な被害を少なくするにしても、人命だけはきちんと守る。一度守りが破られても、その

後も防ぐことを考えるということを中心にしております。あるいは、ハードがあって、ソフトが補完ではなくて、ソフト対策全体でマネジメントをして、その中でハードが位置づけられるという発想の転換が必要だろうということです。

そうすると、40 ページのように、ハード・ソフト、直接的（防護）・間接的（避難）の組み合わせになります。昔の防災というのは、ハードと直接的（防護）が中心だったのです。それに対して右上の方は、ソフト対策だと言っていたわけです。逆に言うと、その間に、例えば、二線堤であるとか、避難ビルであるとか、あるいはコミュニティを重視するとか、そういうことをきちんとやっていくのが減災だということになろうかと存じます。いろいろなことがこの中に出ていますけれども、それを総合的にやらないといけないというのが今回、重要なことだろうと思っています。それをわかりやすく書いたのが 40 ページの絵です。

41 ページ以降はワークショップで出た資料をわかりやすくしたものです。今度、新しい対策を取ろうというとき、何が問題かということ、既存の体制で十分だろうかということからすると、何かもう少し強化した手法とは何かがわかるように、既存の手法について述べたものです。防災集団移転促進事業は代表的なものですが、住宅地の移転ということになっていて、まちごと移転ということにはなかなか対応しがたい、どうするかというのが課題だろうと考えます。

42 ページには、被災地市街地でありますけれども、土地区画整理事業が出ています。代表的な手法ではありますが、事業として成立するためには、これだけでは難しいということがあるというのも論点であったかと思えます。

43 ページには、大規模盛土造成地活動崩落防止事業が出ています。これも現行法規の中でできるものです。これは補助率が低いこともあって、それなりに負担が生じるけれども、どういう要件でつくるかについては、大規模になってくるといろいろ問題が出てくるということだと思えます。

44 ページには、土地区画整理事業の農地版といいますか、土地改良事業が出ておまして、これもそれぞれの要件があって、少し市街地とは違う要件になっているのを調整しないといけないということが指摘されました。

結局、事業を組み合わせることが重要なことで、事業を組み合わせると、代表的なのは雲仙普賢岳の噴火の際の対応です。公共事業として安中三角地帯嵩上げ事業というのがあって、これで土地の形状が何とか修復されて、その上で土地区画整理事業が成立するという、事業の組み合わせをするということです。45 ページから 46 ページについては、いずれもそういう例です。今回も組み合わせを考えるんですけども、やはり大前提の事業の制度を強化しておかないと、組み合わせてもなかなか大変です。関連して、土地の買い上げみたいなことは、こういう組み合わせの中で処理されるので、買い上げだけを取り上げてどうこう言うのは具合が悪かろうというのは、ここで前に議論したことがあると思えます。

47 ページと 48 ページに出ておりますのは、建築基準法の建築制限でして、39 条は災害危険区域を指定するということです。これは、全国に数例しかないものの 1 つがたまたま今回被災地にあったということです。これを見ると、結局、極めて狭い地域だけが指定されている。堤防の外みたいなところは危ないから住んではだめだと、明確なところは指定しやすいんですけれども、先ほどの減災の考え方で、いざというときに水が来るかもしれないけれども、普通は来ないというところに一挙に強力なというのはなかなか大変だということです。

かつては、名古屋市において、伊勢湾台風の後に建築制限の指定をして、施設整備とともに解除していったという例もあります。しかし現実には、さまざまな自治体に任せるといことが本当にできるんだろうかという、もう少し柔軟な制度を、こういう堅牢な建物なら大丈夫だとか、いろいろな制度を考える必要があるんじゃないかということです。つまり、とりあえず今は建築制限をかけますが、将来の姿について、もう少しさまざまな制度を考える余地があるということです。参考になるのは、土砂災害に関して、そういう規定がありました。警戒区域、特別警戒区域等を指定して、禁止するのではなくて、要件をつくっていくというやり方も取っているの、そういうことを参考にしながら、何か考える可能性があるんじゃないかということです。

そういうことを一通り行きますと、49 ページに整理がありまして、土地区画整理事業で何ができて、何ができないかという、絶対できないわけではないんですが、問題が一つあります。農地から農地は土地改良法。農地から市街地は土地区画整理法に土地改良法が加わるような格好です。市街地から市街地は土地区画整理法が中心です。何が問題かという、市街地から農地ということが、小さな例ではないわけではないけれども、大がかりにしたことがない。そうすると、現行の制度ではやりにくいというのが現状です。ところが、土地の利用法から考えて、こういうことが必要だと思った場合、何か考えた方がいいんじゃないか。しかしながら、これは制度だけの問題ではございません。農地から農地、市街地から市街地は基本的にほとんど価値は変わりませんし、農地から市街地は土地の価値が上がりますけれども、逆に言うと、市街地から農地というのは一般には地価が下がる傾向の変化ですから、制度的に対応が難しいだけではなくて、実質的に行うのは簡単ではないということがあり得るということです。

50 ページは、一般に議論するとき、土地区画整理事業には、この自治体施工と組合施行の 2 つがありますとだけ言われるんですが、よくよく考えると、それだけやっていてはできないから、大抵公共事業がくっついてるという先ほどの組み合わせの例です。そして、ここで話題になってくるまちづくり会社というのはどうなってくるかという、土地の権利関係の調整をしたり、有効活用みたいなことでまちづくり会社を位置づけるとすると、こういうところに入るだろうとしております。

災害に強い交通ネットワークが 51 ページ以降にございます。そして、鉄道、道路、港湾、公共交通、物流ということで、こういうことにも一定の目配りは必要だという資料

です。

- 50 ページの表で、まちづくり会社自身は、法的には具体的な定義はないということではあるんですけども、一般的には中心市街地法の中での特定会社としてまちづくり会社が初めて法律的には出てくるところなので、それは書いておいた方がいいんじゃないかというのが1点です。

それから、ワークショップの中で私が提案したことが2つほどありまして、1つは、権利調整ということに関して、特区を使いまして、管理コミュニティ地区、マネジメント会社ということで、地区の経営管理ができるというのを提案させていただきました。その内容は、使用权のことまで踏み込んで書いたものですから、それは難しいとは思いますが、いろんな専門家が入って議論した内容ではございますので、多少でも入れておいていただけるとありがたいというのが1点目です。それから、2点目では、やはり借地に関して提案をしまして、その内容も、信託の話も一緒に書いたものですから、信託の内容がちょっと難しいと思います。これも信託の専門家の内容が提示してありまして、法律的、制度的に難しい内容を提案したわけではありません。多少でも書いていただくとありがたい。

- 人材育成という側面がほとんど反映されていないということと、全体としてトピックのバランスがよくないと思います。これまでの議論でも、高齢者、子ども、障害者という話も出ましたし、震災とは結局のところ「人の問題」だと思うのです。その中、福祉に関する記述は1枚だけですし、雇用という点でも、厚生労働省的な枠組みでの政策が中心で、労働市場に入る前の人材育成という文科省的枠組みと連動させた形での雇用対策が極めて重要です。ですから、人や福祉に関しての記述についても、1枚だけというのではなくもう少し盛り込むべきと考えます。

- 前から申し上げておりますように、一番大きな土地の利用関係、権利関係の調整について、基本的哲学を持つべきである。最低限度、個人が個人の土地を自由に利用したら、理想的な、あるいは美しい都市づくりはできませんよということで、具体的なキーワードとして「総有」とか「借地権」とかを提起しました。それと併せて、どうも理解が得られないのではないかと思います。今日の資料の中に、幾つか論文も紹介しておきました。

- 総有論、借地権は、いろいろな団体から提言が出ていて、借地権の積極的活用というのがかなりの柱になっているわけです。この会議でも、借地権をうまく使うことによって、問題が解決するんじゃないかという議論もたくさんあったと思うんです。地元が了解するかどうか、幾つか課題はあると思いますが、これだけ議論していることがわかり

やすく整理されるということは必要なことではないかと思えます。

○ 39 ページに記載している内容に関しまして、省庁間連携をさらに促進すると言う点を強調して頂ければと思います。例えば、堤防を整備するための施策が国土交通省か農水省のいずれかのものであるかにより、整備可能な堤防の高さが異なるという状況があると聞いております。このような縦割り行政の弊害が生じないように、記述を検討いただけますでしょうか。

○ 50 ページの一番下の行、まちづくり会社の一番最後のセンテンス「その場合に個々の地権者から合意を得て土地の買取りを行い、土地の利用関係の整理を実現した例がある」というのは、どなたが具体的にどう提示されて、どういう例について語っていたのでしょうか。まちづくり会社とこの場で言っている例というのは、いずれも土地を借地して整理して利用した例なので、買取りではうまくいかないということ、要するに時価が全くつかないものについて買取りをしてもうまくいきませんという議論は相当行われたはずなので、ここにまちづくり会社は買取りをするという例があるのは、どこの例か知らないんですが、多分それをやった場合、まちづくり会社は多大な負債、不良資産を抱えてしまっていて回らなくなっていると思うんです。だから、その道から見ると、非常に変な例が書いてあるんです。これがあたかも代表であるかのごとく当然上に上がると、それが部品としてどうとられるかはわかりませんが、土地利用のところにも当然のことながら関係してくるわけです。土地を借りるという話は入らないです。この段階で買うという例しか出ていないわけなんです。

一般的にこの分野で、我々の意見もそうかもしれないけれども、世の中の常識でいうと、まちづくり会社が土地を買って取るとは思われていないでしょう。借りてやるのが代表的な例だと思います。2～3つ挙げれば、全部そうなのではないでしょうか。

○ それに関連しまして、私の論文の中に代表的な事例を入れてあります。おっしゃるとおり、買取りはないです。ただし、土地を借りる場合とか家を借りる場合とか共同で利用する場合とか、現代のだれもが持っている道具を全部使って、合法的にそういうことをやっているということです。

○ 雇用の5 ページ、6 ページです。厚労省の施策の内容になって、いかにも縦割りです。今、現場で聞くのは、東北地方は専門学校が大変多くて、大学が少ない。進学率も低いという状況がある。特に専門学校が中小企業の雇用、機械とか農業などに役に立っているので、是非この中のどこかに書いていただきたい。専門学校、専修学校、そういうところがこれからの東北地方の中小企業や農業、水産業には重要です。しかし、専門学校

には奨学金がありません。この地域では奨学金みたいなものを作ってほしいと思います。若い人が逃げてしまうと、この地域の復興はありません。東北地方が人を集め、中小企業の拠点になったのは、関東の人たちでは人材がとれなくて、東北から働きに来ている人の現地に行って企業が花開いたというところがあります。人材育成は重要だと思うので、この辺りには文部科学省等の意見が入ってほしいと思います。

- 40 ページから始まりますが、防災、減災のまちづくりのところで、39 ページとも連動しますが、自然生態系の防災、減災機能も入れていただきたい。これはハードとソフトにしているから、それにすると、なかなか位置づけにくいんです。人的なやり方と物的なやり方と自然的なやり方というか、そういう面があるかと思います。それは多分 38 ページの「生態系の恵みを生かす地域イメージ」とも本当は連動するし、水産業の話とか六次産業化と言われる話とも連動する話で、本当はそういうふうにつないで議論することが地域で復興プラント化を進める場合にはとても重要なので、本当は資料自体もそういう整理の方がいいかと思います。

もう一点、再生可能エネルギーのところも、エネルギーの分散とか自立という観点で書かれている部分、これはこれで1つの書き方なんですけど、同時に再生可能エネルギー、東北地域の産業の振興とか地域経済とか雇用、この点も重要な要素として位置づけていたかと思うので、これも重要だと思います。

- 安定した雇用を確保、創造するためには、産業の再生が極めて重要だと申し上げてきたつもりです。そうした記述をいただいておりますので、大変ありがたいと思っております。成長戦略を先取りしたモデルを東北の実情に合わせた形で展開していくことが必要だと思っております。

ただ、不足していますのは、能力開発については御一考いただかなければいけないと思っております。残念ながら、すべての労働者が数年後にこれまでどおりの職を期待できるか、維持できるかという、大変難しい。そういうことからすると、職種転換だとか職業転換、労働のシフトというのがやはり必要になってくると思います。そうしますと、訓練、能力開発というのは重要です。

厚生労働省がこれまでやってきたのは、能力開発機構を中心にして、ハードの面で技術、技能の生産現場の教育だとか、ものづくりを中心にやってきた。また、企業に委託している部分もあると思っておりますけれども、それだけでは足りない。それ以外に能力開発、人材育成は大変に重要だと思っております。そういう意味では、文部科学省と連携しなければいけないし、経済産業省とも連携しなければいけないし、農林水産省とも連携しなければいけない。農林水産をある意味で産業化していくことからすると、雇用労働者になり得る部分もありますので、そういう意味での育成という部分を、これまでないところを含めて考えなければいけないのではないかとすることでして、そのような

方向、考え方で、省庁単位ではなくて、連動して、連携した能力開発をお考えいただくように要請をしておきたい。

- 地域コミュニティに落ちてくると、各省庁の政策が全部地域に下りてきて、地域は1つしかないんですけれども、各省庁のものが下りてくる。その意味では各省庁内・省庁間の制度・施策を1つにして地域に下していただかないと、地域はそれを選択することになり切れないうまく応用ができなくなっている部分があるのではないかという意味では、本当は1枚のものに制度、施策をつくっていただけたらいいと思っています。

更に、これまで福祉については、できるだけ個別の問題に対応できるだけの力をつけるということで、分化してきたものがありますから、分化することの意味とできるだけ統合する、特に小地域においては少人数の高齢者と少人数の障害者、子どもなどがあるので、相乗りができる統合型というのは重要だと思っています。

1ページのところで、仮設サポート拠点となっておりますが、サポートだけではなくて、やはり住民の人たちが自分たちで地域をつくっていくという意味では、サポートも一方で必要ですけれども、住民の自治とか支え合いの拠点をきちんと位置づけていただく方が、今回の仮設住宅の集会所の上でもそのような形で取り組まれていると思いますので、是非お願いしたいと思います。

(議事(2)「復興への提言」骨子(たたき台)(第9回 東日本大震災復興構想会議配付資料)について)

- どうしても気になるのは、電力の供給制限、制約です。特に原発の問題を含めてある程度書かないと、一体どうなったんだとなります。1つは福島の話、1つは日本全体の話、この辺はもう少し書いておかないと意味がないのではないかと。

あと、財源の話をしなければならないと思うんです。債務残高の国際比較を見てもわかるように、GDPの2倍を超える国というのは先進国には1つありません。まさに最悪の財政状況の中で、今の国民が財源を負担しなければ、もっと最悪の事態になってしまうと大変危惧しています。特に東海地震、東南海地震、南海地震という3連発さえ予想されている中で、今の国民が、今起きた災害を手当しないで、次の災害が起きたときに一体だれが負担をするのか。その辺りも踏まえると、やはりきっちりと我々現役世代に負担していただきたいということを、このペーパーにも少し書いてありますけれども、是非ともお願いをしたい。

4条国債、赤字公債であるかというのは、一般の市場は全く関心がございません。これは財政規律という意味で、財政法4条に規定されているかどうかだけの問題ですから、国債、地方債全部合わせて、国の借金というものを念頭に置いた運営をしなければ、本当の日本の復興はないと思いますので、ここだけはお願いをしたいというのが私の強い

意見です。

○ 電力供給問題です。原発については、54基あるうち17基が稼働中、来年の3月には1基を残して止まってしまう状況です。各地方の県知事が再稼働についての許可をだすのがますます難しくなっているという状況の中で、どうなってしまうんだらう。関東だけではなく、大きく影響を受けるのは関西もしくは九州でありまして、全国に波及する可能性がある。そうしますと、雇用問題が更に深刻化するということです。そのことも全国的に考えなければいけない事態に立ち至るのではないかと考えておりまして、それを防止する意味でも、早急に電力供給制約については手を打たないと、産業そのものが海外に流出をしてしまう。一度逃げた産業については帰ってこないと思いますので、緊急的な対応が必要だと思えます。そんな点も含めまして、検討事項に入れていただければありがたいと思えます。

○ 検討部会では、できるだけ雇用、経済などについて具体的な発言をするようにということを書いて参加させていただきました。そのため、震災後、特に頻繁に使われる重要な概念については、特に言及してきませんでした。その重要な概念というのは、「希望」という概念です。震災後、希望というのが大変言われるようになりまして、御存じのとおり、復興7原則でも希望という概念が具体的に明示されています。「希望となる復興の「青写真」を描いていきたいと考える」ということが冒頭に書いてあって、賛同しております。一方で、どうすれば希望が得られるのかということについて、何人かの仲間と何年間とずっと希望ということを考えてまいりましたので、是非、この復興の構想提言の中で御検討いただければ大変ありがたいと思えます。

1点目は、国や県が希望を与えようとしても、住民の希望にはならない。大変厳しい言い方ではありますが、希望というのは、地域の住民自身によってつくっていくべきものです。2006年から今回の被災地の1つである釜石にも何度となく伺いましたけれども、そこで得られた教訓は、希望というものに「棚からぼた餅はない」ということです。与えられた希望というのは、決して希望にはならないんだということが、これまでの釜石の厳しい経験の中で得られた教訓でもあり、今回にも当てはまると思っています。

被災地も国民もそうですし、マスコミもそうですが、国に希望を与えてほしいと考えている限り、この国の未来に希望はないと思えます。国が示すべきは希望ではなく、減災も含めた安全であり、そのための基準であり、保障を考えることが何よりも大事だと思っております。その上で、希望を具体化するためには、意思、対象、実現、行動という要素が重要になります。Hope is a Wish for Something to come True by Actionというのが、我々の希望学の中における希望の概念であります。それに対して、相互、each other という概念を加えることによって、個人の希望が社会の希望、地域の希望になると。そのためには、これらの要素一つひとつを地域の住民同士が粘り強い対応を通じて、

具体化することがない限り、地域の希望というのは構想できないと思っております。ただ、粘り強い対応には、当然時間もかかりますので、拙速な計画となることは避けるべく、国は今の補正、2次予算だけではなくて、来年度以降についても復旧のための一定期間、十分な財源措置をすることを住民に対して積極的に明記していただきたいと思っております。

3番目に希望の有無については、収入や仕事、教育機会、健康というのが、極めて大きな左右する要素になります。そういう意味では、雇用や社会保障、所得分配、教育、訓練、それから医療、介護というのを効果的な施策というのは、地域の住民が希望を考えるための支えになります。更に一般的には、女性並びに若年ほど希望を有する傾向が多いということを考えますと、男女共同参画ですとか、若年の意思を尊重するような取組みも地域の希望形成には重要となる。

4番目に、希望というのは、人と人とのつながりが極めて重要になります。住民の孤独化、孤立化を防ぐためには、住民のつながりの持続が重要です。今回、たたき台骨子の2ページに、地域社会に強い絆が重要だということが書いてありまして、安心・安全のためには、そういうことは重要だということは合意しますが、併せて重要なのは、地域を越えた緩やかな絆、これは社会学の概念で weak ties といいます。weak ties は極めて重要で、地域を越えて緩やかな絆が創造的な復興に必要な新しいアイデアや情報の取得を可能にするということをお願いしておきたい。

最後に5番目として、過去に試練や困難をくぐりぬけた自負を持つ人ほど、未来に希望を有する傾向が強くなります。そう考えますと、今回の試練を新たな希望につなげようとする人々の努力や決断を記録し、語り継いでいくことが未来の希望を生むということもあえて申し上げたいと思っております。

復興構想の提言の中で、希望という概念を言及する際には、以上の点について、御検討いただくことが、真に地域やコミュニティの復興につながるということを最後に申し上げておきたいと思っております。

- 被災者一人ひとりの置かれている状況はそれぞれ違うし、それぞれのニーズもありますし、コミュニティのレベルでもそうなので、どうやってそういう被災者やコミュニティのニーズを自分たち自身で復興の過程に具体化してくるか、それを支える役割が国とかの大きな役割であるといった議論をしてきました。そう考えるときに、復興というのは、ある意味で、デベロップメントではないかと、改めて思います。考えないといけないことは、デベロップメントはということなのかということと、そういうデベロップメントを制約しているものをどう克服しながら復興に乗せてくるかということだと思います。デベロップメントというのは、広い意味の生活の質が向上していくプロセスそのものであると理解すべきだと思いますが、その生活の質そのものになりますと、これはこれで人がどう思っているか、ということまで含まれるようになってしまいます。

そこで少し経済的な意味での、何を重視して、何に投資するかとかを考えていきますと、生活の質をつくり出すために、向上させていくために、その地域で何に、どういう順番で、何に投資していけばいいかを地域自身も考えるし、専門的知見からそれをサポートする。防災というものも、どういうやり方でやるかというときに、人工的なもの以外にも、人的な要素が非常に大きいとか、自然的なものも大きいし、あるいは知識を使いこなすということも大きいわけで、その組み合わせみたいなものが大事な要素になっているということなので、本当は地域ごとで組み合わせ方を議論して決めていくことが必要で、そうすると、それに基づいて投資すべきものの順番が決まるというか、そのやり方みたいなものをつくっていくことが、復興ということの意味ではないか。だから、復興プランというのは、結局、そういうことをつくっているというようなことではないかと思いました。

- 1点目は、復興に至るプロセスの中で、だれをも排除しないということを議論に置いた方がいいと思っております。だれも排除しない社会を実現するということで、障害のある方や認知症の高齢者やあるいは家族を失って悲しみの中にいる方々もそうですし、特に、福島県の方が顕著で、強制的に避難されている方や、自主的に避難している方もいらっしゃるし、不安の中で避難できない方もいらっしゃる。あるいは不安の中に暮らしている方々のところに、強制的に避難されてきている方が一緒に暮らしているとか、いろんな中にいらっちゃって、そういう中で、お互いを受け入れたり、分かち合うことができないと、逆の排除の社会をつくっていくことにならない復興を目指していくことを実現できないだろうかと思います。

その中では、そういう人たちに、そういう地域に寄り添う人たちが必要なのではないかと。この寄り添う人たちは、一方で専門職ですけれども、もう一方では地域の住民リーダーでいいのではないかと思いますし、学校とか職場ということもありますが、地域の中で、例えば子どもを育てている人たち、介護をしている人たちに、そういった不安とかに寄り添うような支援をきちんと位置づけていくことが重要だと思います。特に、3県に限らず、全国に避難されている方はいらっしゃいますので、そういう方にきちんと支援していくような仕組みが必要だろうと思っています。

その上で、福祉がしっかりと対応していくということで、制度とか、専門職が前面に出すぎるというよりは、やはり地域の住民が自分たちで乗り切ろうとしていく力をきちんと専門職は支えていくというような形にならないと、被災地主体という言葉だけが先行して、何かみんな被災地の方々にこうした方がいいのではないかと提案をみんな一生懸命しているだけで、どちらかという、被災地の方々が自ら考えていくことに寄り添ってもらえるような支援をきちんと位置づけていくということが重要ではないかと思っていますので、そういうような提言になると、計画になるといいなと思っています。

○ 今回の復興は、単に旧に戻すだけではなくて、新しいものを示すということが言われています。そのことを私の専門分野で引き受けると、議論も道具も新しく構築することだと理解いたします。どうしても解けなかったことが2つあります。最終的に土地の所有権については、私の言葉で言いますと、近代的な、個人的な所有権から、現代的な、総有的な所有権に変更しないとだめだというのが1点です。

もう一つは、更に前提として、社会福祉等が言われていますけれども、これも理念や道具として打ち出すだけではなくて、強固な理論的バックボーンを構築すべきであり、従来を主体とした社会福祉から、地域を主体とする複合的な現代的生存権に向けて理論構築しなければいけないということを改めて強調したい。

その上で、それを支える部品として、定期借地権やまちづくり会社や、建築許可制といったものを新しくつくって、復興のために突破できるような道具も与えてほしい。

更に、それを制度的、包括的に保障するシステムは特区制です。この未曾有の大災害で、困難にぶつかったとき、既存制度では必ずぶつかると思っていますので、法律でこの特区を開放区のイメージにして、規制を大幅に緩和して、その上で、被災地の人たちが自分たちの方法でやったものが、後で制度的に定着するというぐらいの特区を提案してもらいたい。

併せて、財源の問題があります。現地などに行きますと、財政的な保障をしてほしいといわれますけれども、財政の保障にもいろいろある。補助金は既存の古い発想だと思っています。どの自治体からも言われたことは、できれば復興費用を一括して定量的に渡していただいて、それを県あるいは市町村で自由に使う、つまり、いろんな事業目的で全部積み上げた結果を補助金で担保するのではなくて、このお金は全部県や市町村に渡して、それを何に優先的に使うかは自分たちで決めていいというような財政の使い方、方法も考えてもらいたい。これが最終的に、地域主権とか、住民主体の地方行政とか、自治体主導ということと重なる制度論と経済的なバックボーンになるのではないかと強く政府に主張してもらえればありがたい。

○ 3点に絞って申し上げます。

骨子案の4ページに1から6まで地域分類を示してありますが、この4地域と私が言っていたのをより細かく分けていただいて、実用に即していると思うので、6つまでせつかくいったのなら、6を2つに分けた方が現地では、怒る人が少ないだろうと思います。6というのは、原発事故の被災地なんです、これには2つあって、強制避難になっているところと、そうではないけれども実質的に放射能の数値が高いと報道されることによって、経済機能が大きく損なわれているところは、やはり状況が違うし、どちらも重要だという観点から6と7に分けていただいた方がいいんじゃないかという願いでございます。住民が全員いなくなってしまうところと、それ以外の、人がいるんだけれども経済が停止しているところがあって、人がいるけれども停止している方が深刻

だと常々言われており、広く言うと原発事故の被災地なんですけれども、もう人が動いてしまったところと、いるけれども経済が停止しているところは、やはり違うので、どっちも大事だということを、我々はわかっているぞというメッセージは、可能であれば送っていただきたいと思います。ただ、後の方の被害地のどこまで入れるのかという議論があるんでしょうけれども、その他被災地という言葉でもいいと思うんです。やはり強制避難させられているところと、その他は違うということを是非申し上げたい。以上が1点目です。

2点目は、2ページにも出てきたこの減災国家の書き方についてです。これだといかにも外国の人が見ても、日本人もよくそんなところに住んでいるよな、基本的には行くのをやめておこうみたいな感じですけども、こういう逆境のときは、逆に打ち出す必要があるのであって、私はカラミティープルーフと言っていましたけれども、災害はあるんだけど、むしろ安全ですよという、積極的な国際的ブランドを構築すべきと言いたいのです。一步踏み込んで、むしろ日本の方が安全なんですよと、マグニチュード9.0の地震で津波以外では100人亡くなりましたが、ほかの国では、それだけでは済まないというようなことを、打って出るというような国家的な明るい話がないと、津々浦々の希望もわいてこない気がします。

また、地域の観光資源の活用についてですが、やはりこれだけの地震に見舞われながら人がほとんど亡くならないという、更に津波によってこれだけの新しい設備を整備したという減災地域を観光資源にするということをなぜ書かないのか、不思議なんです。現地でも言われていることですが、このように備えがある結果、実際に人は亡くなりませんし、例えば山古志村の集団移転地、あれは立派な観光資源だと思うんです。協議した結果、こういうふうに移っているんですよと、このとおり復活してますと。これが観光資源じゃなくて何なんだと私は思う。だから、免災、減災を前向きに打ち出すというニュアンスを是非入れてほしいというのが2点目です。

3点目です。4ページですが、今回、土地所有権絶対主義が行き詰っているということです。土地所有権を揺るがしている最大の要因は、土地の放棄です。この土地は使えないから放棄する、このマンションは使えないから放棄するという人が大量に出てきて、本当にそのとおりです。放棄というのは、希望がなくて、今回、三陸辺りで大量に出そうな話です。所有権の絶対主義の見直しと言いにくいのであれば、土地利用の流動化という言葉はどこかに入れてくれないのかなと思います。

土地利用の流動化とは、具体的には2つあって、1つは所有権にこだわるのであれば換地です。所有権にこだわらないのであれば、所有と利用の分離、つまり、土地は所有しておいてもらって、利用権だけ移していく。借地だとか所有と利用の分離といった土地利用の流動化ということをやらないと、旧来の利用手続の一本化、権利関係の明確化、土地利用の調整という以前に、土地利用を放棄する人がいると、対応できなくなるんです。例えば、8ページの農業の上のところ②低コスト化とありますが、やはりここで

本当に前の方のところで、土地利用の流動化ということを書いておけば、低コスト化の括弧の中に、例えばやる気のある農家への土地利用権の集約によるとか、利用権の集約による低コスト化とか書くとすごくわかりやすいと思うんです。免災国家をブランドとして打ち出すという、逆手に取って前向きにやるということがないと、国民はついて来ないぞと思いますし、免災国家とエコですか、この2つは、今回の逆境を逆手に取って、我々が世界にアピールするんだということを言っていた方が勇気出る。土地所有は、そこまでは多くの方は気がつかないでしょうけれども、次に仮に大きな災害があったときには、これをここで今回整理していないと、多分すごい問題になると思うんです。

- 1つ目は、今回の津波被災地の特性を踏まえた国の強力な復興支援 措置についてですが、3か月が経って、現場が動いていないというのを強く感じています。住宅は、復興計画をつくる中で、どこにどうつくるかというのは、住民と合意形成しながらつくると思うんですけれども、やはり仕事の問題があり、これで本当に復興できるのかというのがあります。現地では、非常に大きな関心事だし、問題です。それで、財産のすべてが流されて、被災地をそのままその現状で、その土地を使うことができないという津波被災地の特性が、地震被災地とは違う、雲仙の火砕流のところみたいなんですけれども。それから、三陸の特徴として、雇用力の大きな都市が近くなって、そこの地域の産業を復興させないと人が住めないという、やはりこれもよく考えていただきたい。仙台湾岸と比較すると、仙台市があるとならば全然過渡期の臨時的な雇用の問題は大きく違います。例えば商売人の方も仙台にちょっと借り店舗をつくって、一時的にかせぐということが出来るんです。ところが、三陸はそうはできないというのが、大きな違いになるので、強調しておきたい。それから、本来、被災地を支えるべき行政都市機能自身が広範に被災してしまっているというのも非常に大きいのでこういう3点セットの問題があるので、自治体の方、地域の方がこういう復興をやっていくのを強力にバックアップしてほしいなということをも1つ強調したいと思います。

2番目は、農業、漁業者への支援は、生産手段のフルセット対応方式で行うべきであり、自己資金を必要とする方式では、十分に救えないと感じています。あと、地元の金融機関は貸してくれません。

3番目は、これから具体的な施策が出るんですけれども、順応的管理と書きましたけれども、その施策が被災者、被災地域に届いて使われているのかと、それで、具合が悪ければ、やはり迅速に見直しして、より適切な施策を連続的にやっていくみたいなやり方を是非してほしい。県が用意した施策もなかなか動いていないようなものもあるんですけれども、それはしょうがないと思うんです。こういう事態なので、すべて考えたことがそのままうまくいくということはありません。重要なのは、やってみてまずいなと思ったら、臨機応変に変えていくやり方をしてほしい。

○ この検討部会での議論を、いい形で国民とか本会議にどう伝えるかということについて、もう少しポイントがシンプルに見えるような検討部会の意見の見える化ということができないか。そこで、私なりに補助線を引くつもりでやってみたのが、今日持ってきた資料です。創造的復興、この「創造的」というのが今回のキーワードになっておりますけれども、何が創造的なのかということとちゃんと伝える補助線の引き方ができないかということで、10か条にまとめてみました。

1つは、1ページ目、阪神・淡路大震災との違いで、まち並みだけ復興してもだめだという御意見も随分出ていましたし、先ほど希望という話も出ました。そういう意味では、これから若者が出ていかない、むしろ帰りたくなるような希望に満ちた東北をつくるという大前提をまず強調すべきだろうということです。

2つ目は、旧結合の破壊と新結合の創造と書きました。例えば、系列のサプライチェーンが切れたために、地元の中小企業同士の交流とか連携、あるいは全国から、滋賀県でしたか福島と組む動きもある。古い結合が切れたために、新しい結合が生まれているという事例をもっと見える化して、そうかこんな手もあるのか、おれらもやろうかという動きを喚起していく。あるいは集約化についても、慎重にという御意見、勿論たくさんあるんですけども、創造的な形で地元密着型でやる方法があれば、これは新結合の創造にもつながるだろう。どちらにしても、新しいつながりをつくるのが復興なんだと。その辺りでの創造性ということが、この創造的復興の骨子だなと。そこに、先ほど来出ている所有と私用の分離とか、土地利用の流動化、これも新しい結合というか、新しいつながりの創造ということで、ここに是非入れたいと思います。

3ページ目、まちの復興より「人」の復興というのが随分言われてまいりました。人材立地とか重要な発言がたくさんありましたので、人間に焦点を当てる。

そのときに、4ページ目ですが、人の復興に不可欠なのは、コミュニティの維持・復興なんだけれども、ここでは寄り添い型の支援とか重要な観点もあるんですけども、もう少し創造的介入が必要かもしれないということで、例えば仮設住宅にもコミュニティ機能を、コミュニティレストランとかコミュニティ菜園という御意見も出てまいりました。こういうことを明記する。分別型の福祉じゃないとか、離散したコミュニティメンバー間の通信をちゃんと支援するような仕組みという御発言も出てまいりました。こういうことをちゃんと明記して、コミュニティの創造的維持。コミュニティというのは創造的にならないと維持できないんだということを、ここで明記しておく必要があるんじゃないかと思っております。また、農地の集約化というのも、これまた創造的スキームということで、コミュニティの維持にはそういう特別な新しいスキーム、制度設計が必要だということを強調したい。

5ページ目、もとのまちを再建したいという基本的な地元の思いですが、将来、10年後、20年後を考えると、果たしてそれだけでいいのかという問題提起で、代案をいっぱい出していくことが大事だろうと思います。コンパクトシティとか、そういう部分もこ

こに入ってきます。それから、エネルギーの問題。皆さんが強調されてきたところですが、創造的なエネルギー政策というのは、空洞化を阻止していく。それから、参加型で節電も送電であるという考え方で、発電中心ではない創造的なエネルギーの考え方というのをここにまとめる。

8 ページ目、例えば財政計画というのは、非常に危ういところではありますが、財政の投入の仕方として、まちの復旧とか復興だけに使われて、日本全体の活力とか、さっきのエネルギー問題を等閑視しては、本当の復興はあり得ないのではないかという議論が出てまいりました。ここでは空洞化を阻止するための税制優遇とか、電力供給体制への投資が、財政配分としては、これは直接、東北に投下するお金ではないけれども、逆に間接的に東北の復興には非常に不可欠なことではないか。それと、一括交付。アプローチをちゃんと明記した上で、財源論には踏み込まないにしても、財政の基本的な考え方というのをどこかに明確にまとめておくことが必要なのではないか。あえて今回の検討部会で議論されてきたことを 10 か条にまとめた。

9 ページは、予防減災。これは非常に重要な考え方ですが、壊れてから直すというこれまでの災害先行型から離脱しよう。その上に、これだけ地震があっても強いというポジティブな価値をここでちゃんと出していくということできればなと思います。

9 ページ、10 ページですが、原発問題、そろそろ正面から向き合うべきだろう。この検討部会が始まったころには、予断を許さない状況でしたが、3 か月たった時点で、腹をくくるべき部分もあるんじゃないか。つまり、20km 圏内から、もうこれ以上はられないとか、親子だけでも少し避難するとか、そういう地元自主性という形で放っておける状況ではなくなってきている。そこをトータルな支援。地域に分裂をこれ以上生まれないような形での支援策というのを明確に出していくようなところかなという感じもしています。原子力とか放射能に対するリテラシーというのも、ただ単に何ミリシーベルト以上危ないよという対症療法的な話を超えて、原子力とか放射能というものを深く理解するというのは、この宇宙とか地球を深く理解していく。21 世紀の文明をつくるのに、子どもたちにちゃんと深めてもらうべきリテラシーの根源でもありますから、これを機会に世界にもプレゼントできるような、放射能とか原発を含めた新しいリテラシーも、科学的な知識を提供する回路をつくっていくことも一方が必要だろう。

最後に、何度も申し上げますけれども、応答責任、レスポンシビリティです。世界に背を向けない復興。

こういう 10 か条にまとめてみましたけれども、大変重要な議論があったと思います。こういう議論が少しでも見えやすい仕組みをつくることというのは、今ここで何か手段を講じないと、たくさんの資料、たくさんの発言の中で、議事録だけを追っても、なかなかこの辺りが見えない部分があるだろうと思います。

- まず全体として申し上げたいことは、今回の震災にかかる費用は、今の現役世代が負

担しなければいけないという点です。次の世代に、今回の震災の負担を強いるような内容では、今の若者は、この国を見捨てると思います。

この点を踏まえた上で、是非、国民一人一人が、この国に住み続けたいと認識するような、健康に一生働くことが出来る、生涯現役社会を目指したものであって欲しい。

具体的は、次の4点を強く打ち出すべきだと思います。

一点目に、生涯働ける職種の一つとして、今回の会議でも繰り返し議論させていただきましたように、農業があるという点でございます。被災地の基幹産業の一つであり、今後の世界人口の急増を踏まえますと、日本にとっては欠かすことが出来ない産業です。日本の農業技術は素晴らしいものです。これらを活用することで、次世代を支える産業として農業が位置づけられるという事を提言に加えていただきたい。

2点目に、国民の健康を支えるための、医療、介護サービスの連携をきちんと示すと言うことです。日本の健康年齢は世界トップクラスです。介護保険の費用を軽減するためにも、国民一人一人の健康が重要です。健康に着目した取り組みというものを、きちんと記述いただきたい。

3点目に、教育です。専門学校の教育はもとより、日本には、生涯きちんと学んでいくという文化がございました。被災地の、仮設住宅に住まれる方々の今後の生活も見据え、生涯教育の充実を訴えて欲しい。

最後に4点目として、今までの3点を支える意味もあり、オープンガバメントの促進を示して欲しいと思います。国が情報収集発信するだけでなく、社会全体に付加価値をもたらすような、民間レベルでの情報発信交流を促進するために、国が収集した情報を公開するという取り組みの必要性は、今回の震災において露呈したIT分野の課題の一つだと思います。

これら取り組みを進め、国民の多くが、この国に住み続けたいと思うような提言担って頂きたいと思います。

- まず第1点は、被災者はさまざまな立場にあり、被災当事者としての多様な状況がありますので、その当事者たちへの支援の内容というのは当然異なるということです。例えば子どもたちと一言で言っても、親を亡くした子、故郷を離れて生活しなければならない子、原発問題を抱える福島の子どもたちと、その環境はさまざまです。その中、ここで共通するところは、長期的かつ継続的な支援が提供されなければならないということです。子どもは社会全体の資源でございますので、われわれみんなで育てていくということが必要になります。特に原発問題を抱える子どもにつきましては、健康問題というのは時差を伴って顕在化する場合も多く、因果関係が極めて特定化しにくいという厄介なものでもございます。ですから、今からすぐに健康状況のモニタリングというのはすべの子どもについて継続的に実施されるべきと考えます。

当事者の状況をライフステージごとに区別してみますと、次に若者たちがいます。若者

についても同様に、これからの人材としていかに育てていくかということでもあります。特に若者たちで問題になるのは、教育の場から労働へという人生の移行期にあるということにあります。つまり、人生の節目に立つ者が少なくありませんので、その意味では不安定な状況にあるといえます。事実、今回の被災で進学をあきらめたり、将来の夢をくじかれるというか、もうあきらめてしまおうと思っている若者たちも少なくないと思います。そこではこれからの人生設計を支援していくようなキャリアサポートといった仕組みを、高校という教育機関の外にも作っていく必要があると思います。専門学校、専修学校あるいは高専と言われているところへの経済的支援についても、早急に考えるべきだと思います。また、県外からも被災地に新しい人人材として流入していただかなければならないということがあります。そこで例えば、被災地での専門学校等については、授業料を半額にするとか、あるいはそこにとどまって仕事をする場合には授業料免除といった特権を与える工夫も必要ではないかと思います。

子どもという話をすでにしましたが、子どもを亡くした親も見落とせません。あるいは、お連れ合いを亡くされた人たちもいるわけで、心のケアというのは欠かすことができません。ただ、新しく人生を生きてぬいていくためにも生涯教育、あるいは新たな仕事を身に付けるためのキャリア教育も重要なのではないかと思います。

高齢者たちについては、例えば農林作業に従事されたおられた方々の多くは生業としての職業を失ってしまい、そのうえさらに切り捨てられた、見捨てられたと思わせることが決してないよう、丁寧に復旧、復興のプロセスを進めていくことが大切だと思います。それには、辛抱強い対話型の支援の提供が重要だと考えます。ただ、対話をするというのは、言うは易しく、実際にやることは難しいとは思いますが、できればそういう対話を担当するような行政職員を国等から派遣することも有効と考えます。

また、障がいとか外国籍を持つ者、あるいはアレルギーを抱える者もいるわけです。こういう少数派についてはニーズがわかりにくいので、積極的に酌み上げていくような努力が必要であります。

2点目は、男女共同参画社会についてです。この視点は、今回の復興を議論するにあたって余り全面に出ておりません。しかし、男女共同社会の視点は特に復興を考えるにあたって極めて重要です。多様なニーズをすくいあげるためには、いろいろな状況を抱える者が混在した形で意思決定できるような場面設定が有効でございますので、生涯現役社会という視点のみならず、男女共同参画社会の視点というのは是非盛り込んでいただきたいと考えます。

3点目は、社会保障との関係です。どうしても復興と社会保障というのは、財源という観点から拮抗的な位置付けで論じられる傾向にあります。両者は密接に関連しますが、イシューとしては区別して論じなければいけないというところがあります。また今回は被災地モデルの一般化という形で、極めて簡単かつ単純化された形でしか、社会保障というのが盛り込まれておりません。社会保障は復興においても中心的なイシュー

一でありますので、この点もっと積極的に展開すべきだと思います。

最後に、縦割り制度の弊害についてです。制度そのものがかなり似通っているものが、違ったルートでどんどん地方自治体におりてきていますが、現場としてはどう整理して実際に活用してよいものか頭を抱えるという状況があると思います。そこで、できるだけ国から人を派遣する形であたしい復興支援制度を説明し、現場で実際に活用してもらえよう工夫に実際係わっていくことが望ましいと考えます。資金についても現場の裁量が最大限許されるような一括給付が望ましいと思います。現場にとって使い勝手のよい資金の確保というのは、いろいろな意味で強く求められているところだと思います。国と現場の距離を小さくするには、人、情報、そして資金の迅速な流れが不可欠だと考えました。

- 1点目です。農業の形態がどうなるか。それは、地域の皆さんの話し合い、合意のもとでしかあり得ない。そのときに、その合意というのは、絶望とかあきらめに依拠するものであってはならないと強く思うわけです。例えば除塩が完了するまで3年かかる、あるいはその後、生産性の格差も残るといえることがあるかもしれない。そういう状況で、皆さん話し合ってくださいと言っても、そこからは絶望的な合意しか生まれないのではないかと思います。一方で何から何まで国が支援すればいいのかというと、それはそれで地域の復興のスピリッツを弱めてしてしまう。そこで、バランスは必要なのですけれども、地域の方たちの合意というのが、ある程度の希望に基づくような制度というのは、単年度予算の枠を超えてきちんと準備する必要がある。そうしないと、その合意というのが大変形式的なもの、あるいはエクスキューズになるんじゃないかという気がします。

2点目です。今回の大きなチャレンジというのは、高齢者、弱者も含む農村集落のコミュニティの維持と強い農業の確立。その関係性をトレードオフにせず、補完的な関係性にすべきだということだと強く思うわけです。補完的な関係性にできる、トレードオフにしないで済む、その境目が土地利用調整にあると強く思うわけです。その土地利用調整をうまくやる必要があるわけです。換地による担い手への連担化がオーソドックスな方法ですが、集落によるある種の緩やかな共有、すなわち所有位置については権利を放棄していただいて、面積の権利は確保していただくという共有。そういったものが持続的な農村コミュニティと強い農業を実現するために、大変重要なポイントなのではないかと改めて思うわけです。

3点目、集落の再建です。この骨子の中でも、まちづくり・むらづくりというワーディングで項目を立てていただいていると理解しております。ただ、今のところタイトルとしては出てきているんですけども、むらづくりの視点というのが余り前面に出ていないと思うわけです。復興した農村集落というのは持続的であってほしいと強く願うものです。そういう観点では、大変難しいチャレンジではあるんですけども、複数の集落が協働するという、かなり革新的なアイデアも必要ではないかと思っております。主

体論も引き続き大きな検討課題であると考えます。

4番目です。復興への意欲に寄り添う「表現」の重要性。例えば8ページを見ますと、頭に「3つの戦略」というのがございまして、ここで代表的なイメージがあります。例えばこの「3つの戦略」が、「国がイメージしている3類型です、これですと、これですと、これは先ほど申し上げた高齢者の切り捨てあるいは弱者の切り捨てと誤解されかねない。我々の議論はそういう議論ではなしに、高齢者は高齢者で継続したい方は新しい集落の近所でやったらどうでしょうか。若い方を含めた担い手は担い手で、連担化してやられたらどうですか。そのための土地利用の調整は、こんな感じもあるんじゃないでしょうかという、大変きめ細かい議論をしてきたと理解しております。そのきめ細かい議論のメッセージがうまく伝わるような表現が大変重要なんじゃないか。

そういう観点から、1点だけ申し上げますと、8ページの真ん中のその他の「これらを進めるに当たっては、集落単位の土地をまとめて担い手に利用させるため、集落コミュニティを活用」。これは非常に丁寧な議論をちゃぶ台をひっくり返すようなある種の威力を持った表現で、こういう表現に代表されるように、我々が意図しない、あるいは構想会議の委員の方々も恐らく意図しないであろうメッセージが伝わるというリスクを徹底的に避ける必要があるのではないかと。

- これまでの会議を通じ、専門委員の方々の素晴らしいアイデアや、ワークショップでは役人の方々から体系的かつ具体的な施策が示されており、非常に勉強になりました。一方で、私が1番危惧しているのは、これが実際に実行計画に繋がっていくかどうかという点です。震災から3ヶ月経って何も動いていないのではないかとという声は、現場からもよく聞こえてきます。敢えて意見を述べさせていただきますが、そこで、今後これを実行計画に落としこむ際のポイントを3点ばかり述べさせていただきます。

1点目は、優先順位についてです。これから、専門委員の方々や役人の方々の素晴らしい解決策を実行計画に落としていく必要がある。その際に、今手を打たないと致命的になるものは何か、所要費用や所要期間、将来のリターンといった視点で優先順位の高い事から実行計画にしていく必要があります。産業空洞化や、人の命・生活に関わる部分の優先順位を高く考える必要があると思います。

2点目は、省庁間の相乗効果についてです。今回、ワークショップでの討議を通じて、省庁間の相乗効果が見られたと思います。例えば、観光と水産業・農業の6次産業化や全産業横断的に関わるICT活用など、これまで議論したくてもあまり議論できなかったと思われる省庁間相乗効果について多くのアイデアが出てきました。このような相乗効果について、もっと深彫りして検討すべきかと思います。

3点目は、実行計画についてです。いくら優秀な解決策が出されたとしても、最終的に実行計画に落ちないと全く無意味になります。実行計画に落ちるということは、理想

的には、誰が、何を、どの程度、いつまでにやるかという 5W1H を明確にし、何ををもって成功とするのが誰でも判断できる評価基準が設定されているということです。限られた時間の中でどこまでやれるかは分かりませんが、これまでの素晴らしい議論を無駄にしない為にも、このようなことを意識して頂きたいと思います。

- 「まちづくり会社による持続可能なまちづくり」ということです。 「1. 前提の確認」ということで書きましたのは、地方都市はここ 10 年以上、大変厳しい状況があり、被災地区以外の地区も大変厳しいということです。それで、被災地区も同様にして、地域経済の雇用の減少とか、文化の衰退とか、地元産業界を代表する企業が倒産していくとか、農林水産業も衰退し、中小企業も衰退し、商店街はシャッター通り、地域経済を支えていた地銀も経営が悪化しているということは現実だと思うんです。それで、この現実を考えないで何か発想するのはよくないのではないかとすることでして、この現実をどうとらえるかということでは、外の価値観に依存することで、自律的に生き続ける生命力が衰退したのではないかとということです。そういう意味では、今回の復興計画は、地域のいろいろな資源を活用するということが大変強く出ておりますので、その地域の資源の活用方法にどれだけ知恵があるかというのがポイントだと思っております。

2 点目として、地域の文化に根ざしたまちづくりということで、ライフスタイルのブランド化、ここではローカルライフのブランド化と書かせていただきまして、地域のいいものを生かすにはということで、中心市街地と郊外の農業が結び付くとか、第2に、圏域にさまざまなネットワークを形成するセミラチス構造ということも提案して、ICTとか、介護とか、いろんなものが大切ではないかということです。

第3点目に、地域の連携を図ると書きまして「日本のライフスタイルのブランド化」につながり、日本のライフスタイルを、世界に訴求することが可能になるという整理をいたしました。どうやるかということでは、まず小さなプロジェクトからと思ひまして、すぐにできる、すぐに必要な小さいプロジェクトを立ち上げる。コミュニティレストランとか、カフェ、コンビニなど、快適なたまり場をつくっていくわけです。それで、地元の食材を使い、調理にも工夫する。だれがやるかというのは、住民の組織で、まちづくり会社ではないか。財源は、公的支援で、この段階の制度が大変重要で、100%国費でもすぐにスタートすべきではないかということです。次に、本格復興になったときには、ずっと御提案しているまちづくり会社による本格復興事業でして、上記のトレーニングを経て、本格的な計画づくりから始めるということです。それで、そのときに制度が、これならできるというイメージを持てるように制度設計されていると、大変地元もイメージが持て、やりやすいのではないかとということです。

ここでは、私が市街地整備の専門ですので、それを中心に書きまして、デザインのルールとか、借地方式とか、これは農業も、エネルギーももう少し、まちづくりの中で、

提案がありましたように、エネルギーの問題とか、教育の問題とか、医療、雇用も、こういう単位で具体のプロジェクトとして提案できてくることが大変わかりやすく、いいのではないかと考えております。

3 ページ目に行きまして、まちづくり会社の事業モデルは、市街地整備と産業振興、生活再建が、同時に達成されるということです。制度もこのことを前提に組み立てられる必要があるのではないかとということです。

「4. まちづくり会社の意味」というのは、要するにコミュニティの成員によって運営される最小の自治体であって、市場原理で動く企業と、かつ政府の直営には適さない事業を担うということです。

それで「5. 共同性の確保」ということで、まちづくり会社は、公共私三元論で言うところの「共」に相当して「共助のまちづくり＝新しい公共」を担うということです。

4 ページで、具体的に行っていくときに、コンパクトシティの実現というものがありまして、人口が2倍、3倍に伸びたけれども、市街地は10倍、20倍にふくらんでいるということで、特に新しく市街地化したところが壊滅的な打撃を受けているということで、もう一度、コンパクトシティを実現するというのをもう少し明確にした方がいいのではないかとということです。コンパクトシティの実現は、言うは易し、行うは難しで、土地利用の問題とか、安全なまちづくりとかがあるんですけども、1つとしては、インフラ整備と建物の建設を同時に行うことによって、比較的成本が少なく、合理的な都市がつくられるのではないかと。そういう意味では、まちづくり会社が大変有効ではないかとということです。

4 ページ目の終わりの方で「6. 生活、産業への支援は、高い経済効果がある」ということで、コンパクトシティは、スプロール化した市街地全部を復旧するよりもコストは安く済む。それらを、生活や産業の支援に向ける。中小企業は集積することで、活力を生み、高齢化社会に必要な共助の仕組みも、集積することにより可能になるということです。

また、エコノミストの方が、復興とは所得の源を復活させること、私的財産の復活にある程度の支援をすることが一番効率的なのではないかという御発言が別のところでありまして、具体的にこういった形で公的支援をする場合はGDPを押し上げる可能性が非常に高いという話です。前回の財源の話で16兆円ぐらいという話をエコノミストの方が言って、人口でやってみたらどうだろうか。40万人が被災したということで、16兆円を40万人で割ると、1人4,000万円になる。1人ということは、1世帯当たり1億円以上になる。それは公共事業がたくさん入っているからなんですけれども、そういう意味では、もう一度、具体のプロジェクトのイメージを持ちつつ、復興のイメージを成立させていって、復興の主体というのは住民が中心になるまちづくり会社というのはかなり有効であるということです。この考え方はいろいろありますので、それは具体的に、市民と専門家が協力して、具体のプランを描き出していくことが必要ではないかと

ということです。それで「まとめ」として、借地方式については、法的に内容を精査し、市街地整備手法、農地整備手法の中で、積極的に位置づける。まちづくり会社的な組織に対する支援は、現行の制度では、たくさん用意されていますと説明いただきましたが、省庁別に分かれており、大変使いにくい。これを、交付金、ファンドなどを構築して、一括させて、使いやすくするということがあるのではないかと。住民自らがつくる美しいまち・地域が、みずみずしい地域の生命力を生み、持続可能なまちづくりを実現するのではないかとということです。

今、瓦れきの復興とかいろんなことを住民の人にやってもらったらいいのではないかと話がありますけれども、まさに町をつくることそのものを住民の人たちがやってしまうという構造ができると、それは自律的な発展につながるのではないかとということです。

- 一貫した一つの理念がありまして、制度とか支援の仕組みづくりも大切ですが、その目的というのは、あくまで被災者が意欲を持つ、自らの力で立ち上がるためのものだという、それが私の一貫した理念です。そういう意味からすると、今、皆さんの御発言を伺っていて、基本的にそうしたコンセンサスはあるのではないかと。しかも、復興構想七原則にもそのコンセプトが書いてあるし、大変満足しております。それが1点です。

今、実現していないとか、今、動いていないとしても、必ず現地は自ら、あるいは委員各位のアドバイスで、そういったことを考え付くだろう。これは私の経験からです。

霞が関の官僚の皆さんにも私は申し上げますけれども、余りにも現地が悲惨で、解決しなければならない課題があるから、いろんなアイデアが出てくる、いろんな提案が出てくる。それが現地ですぐに消化できないという問題があるとしても、必ず時間が解決すると思っています。

例えば、観光です。山古志村の復興計画の場合はかなり早い段階で、災害を逆手に取って、観光資源開発と書いてあります。今の東日本地域を見たときに、今の時点では書きにくいかもしれませんが、余りにも悲惨ですから。しかし、そうした観点は、半年後ぐらいには出てきます。山古志村での実例がそのときに生きると思っています。

そういう意味で、これだけ一生懸命やった検討部会で、これを親委員会でこなして、きっちり文章にできるかどうかということで、是非ともお願いしたいということを検討部会長代理としてお願い申し上げます。

- 今日お話しいただいたことは親委員会の起草委員である御厨議長代理に、今日の資料も含めて咀嚼しましてきちんとお伝えします。この検討部会は期限の定めがありませんが、少し事態が進展してからそういう話がまたできればと思っています。

- 部会長に、皆さん、拍手で。(拍手)